

三重県農地・水・環境保全向上対策事業実施要領

平成24年4月6日制定

平成25年4月1日改正

第1 趣旨

- 1 農業の持続的発展と多面的機能（食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第3条の多面的機能をいう。以下同じ。）の健全な発揮を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立と併せて、農業及び農村の基盤となる農地・農業用水等の資源（農地、採草放牧地、農業用水、農業用排水施設、農業用道路その他農地、農業用水等の適切な確保又は有効利用に必要な施設をいう。以下同じ。）の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要である。

農地・農業用水等の資源については、地域共同の活動により保全管理されてきたが、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難となっている。また、農村の自然環境や景観の保全・形成等の多面的機能への県民の要請、ゆとりや安らぎといった県民の価値観の変化等の視点も踏まえた対応が必要である。

このような中、平成19年度から、地域ぐるみで農地・農業用水等の資源の保全管理や農村環境の保全活動、老朽化が進む農業用排水路等施設の長寿命化に取り組んできた。

そこで、これまでの取り組みに加え、農村における地域活動の自立・協創への展開として、農業・農村の持つ多面的機能を十分に発揮させるためには、農地、農業用施設の資源の保全はもとより、将来の地域の担い手となる子どもたちの参画など地域を支える地域の担い手としての活動の強化、農村における社会的経済活動の活性化が必要なことから、地域住民や学校、NPOなどさまざまな主体とともに取り組む農業用施設や豊かな自然美しい景観など地域資源の保全活動に対して「農地・水・環境保全向上対策事業」（以下「本事業」という。）を予算の範囲内で実施する。

- 2 本事業の実施については、次に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。
 - (1) 農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成24年4月6日付23農振第2342号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）
 - (2) 農地・水保全管理支払交付金実施要領（平成24年4月6日付23農振第2343号農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）

第2 事業の内容

本事業の内容は、次のとおりとする。

- 1 共同活動支援交付金

実施要綱第5の1の(1)に定める地域協議会（以下「地域協議会」という。）が、実施要綱別紙1に基づき、地域共同による農地、水路等の基礎的な保全管理活動及び農村環境の保全のための活動（以下「共同活動」という。）に取り組む農地・水・環境保全組織又は活動組織に対して必要な経費について、交付金を交付する。

2 向上活動支援交付金

地域協議会が、実施要綱別紙2に基づき、農業用排水路等の施設の長寿命化のための補修・更新や水質・土壌等の高度な保全活動等（以下「向上活動」という。）に取り組む農地・水・環境保全組織又は活動組織に対して、交付金を交付する。

3 三重県型農地・水・環境保全向上対策事業の自立・協創への地域活動

活動組織等が、県様式1-1により定めた自立・協創に向けた地域活動項目に取り組み、三重県型農地・水・環境保全向上対策事業の自立・協創への展開を実践していく活動とする。

4 地域協議会推進事業

県は、地域協議会において、活動支援に係る業務方法書に示された業務の中で、実施要綱別紙3の第2の1に基づき、三重県の農地・水保全管理支払交付金の実施に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）に定めた地域の推進体制の地域協議会が実施する役割以外の業務に対して必要な事務経費を県から地域協議会に推進事業費を交付する。

5 活動組織等活動推進支援事業

県は、活動組織等が、実施要綱別紙1第7の2及び別紙2第5の2に基づき策定した活動計画の中で、実施計画の進捗を推進するため、活動組織等に対して必要な経費について、地域協議会に交付金を交付する。実施にあたって活動組織等においては、地域協議会に採択申請するものとし、地域協議会においては、この申請を審査の上、採択の決定通知を行うものとする。

この交付金は、基本方針に定めた活動支援交付金交付単価と活動支援交付金との差額を上限とし、県、市町の予算の範囲内で、活動への推進を行い、県、市町の単価の負担割合は、活動支援交付金の割合（1：1）とする。

なお、対象となる活動は、活動組織等が定めた活動計画の中で実施する自主施工とする。ここでいう自主施工とは、活動計画の取組を活動組織等の構成員が自ら施工し、構成員以外の者への委託等により施工することを除くものとする。

第3 実施期間

本事業の実施期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とする。

第4 補助金の額

1 第2の1に定める事業に対する県の補助金の算定方法は、次のとおりとする。

(1) 基本単価

地 目	基礎支援に係る県の共同活動支援交付金の10アール当たりの補助金交付単価	参考：国及び市町村が負担する金額を加えた同左補助金等の10アール当たりの交付単価
田	1, 100円	4, 400円
畑	700円	2, 800円
草 地	100円	400円

(2) 交付単価、交付方法

継続地区（農地・水・環境保全向上対策及び農地・水保全管理支払交付金により共同活動を5年間以上実施した活動組織又は共同活動の実施期間が5年未満で向上活動に取り組む活動組織）については、基本単価の7.3割（百円止め）とする。ただし、市町にいて基本単価の7.3割から5割までの範囲で400の倍数による設定を行う場合は、国、単価もその比に合わせることにする。

共同活動を実施して5ヵ年経過していない活動組織の対象農用地への交付単価は当面、田4,000円、畑2,400円、草地400円とする。ただし、県市町の実情に応じて、実施要綱別紙3第2の1（農地・水保全管理支払の実施に関する基本方針）により、交付単価を設定することができ、この単価から基本単価の5割までの範囲で400の倍数による設定を行う場合は、国、県単価もその比に合わせることにする。

県の補助金の交付方法は、上述の範囲で地目ごとの単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計額とする。

適用	地目	国の共同活動支援交付金の10アール当たりの交付単価	国の共同活動支援交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
継続地区の交付単価（共同活動を5年間以上実施した活動組織又は共同活動の実施期間が5年未満で向上活動に取り組む活動組織）	田	1,600円	3,200円
	畑	1,000円	2,000円
	草地	100円	200円
共同活動を実施して5ヵ年経過していない活動組織の対象農用地の交付単価①	田	2,000円	4,000円
	畑	1,200円	2,400円
	草地	200円	400円
共同活動を実施して5ヵ年経過していない活動組織の対象農用地の交付単価②	田	1,600円	3,200円
	畑	1,000円	2,000円
	草地	100円	200円

2 第2の2に定める事業に対する県の補助金の算定方法は、次のとおりとする。

(1) 向上活動支援（施設の長寿命化のための活動）

実施要綱別紙2第6の2の(1)の県の補助金は、下表に掲げる地目ごとの単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計額とする。

地目	県の向上活動支援交付金の10アール当たりの補助金交付単価	参考：国及び市町村が負担する金額を加えた同左補助金等の10アール当たりの交付単価
田	1,100円	4,400円
畑	500円	2,000円
草地	100円	400円

(2) 向上活動支援（高度な農地・水の保全活動）

実施要綱別紙2第6の2の(2)の県の補助金は、下表に掲げる地目ごとの単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計額とする。

地目	県の向上活動支援交付金の10アール当たりの補助金 交付単価	参考：国及び市町村が負担する金額を加えた 同左補助金等の10アール当たりの交付単価
田	125/250/500円	500/1,000/2,000円
畑	125/250/375円	500/1,000/1,500円
草地	—	—

上記の規定にかかわらず、一対象組織当たりの国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付額の上限は200万円とする。

なお、農村振興局長が別に定める場合にあっては、対象組織に対する県の交付額は、次に掲げる単価を1組織当たりの額とする。

区分	県の高度な農地・水の保全活動に対する国の1組織当たりの交付単価	参考：高度な農地・水の保全活動に対する国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の1組織当たりの交付単価
(i)	25万円	100万円
(ii)	37.5万円	150万円
(iii)	50万円	200万円

(3) 向上活動支援（地域資源保全プランの策定）

実施要綱別紙2第6の2の(3)の県の補助金は、下表に掲げる単価を1組織当たりの額とする。

区分	県の地域資源保全プランの策定に対する国の1組織当たりの交付単価	参考：地域資源保全プランの策定に対する国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の1組織当たりの交付単価
地域資源保全プランの策定	12.5万円	50万円

(4) 向上活動支援（活動組織の広域化・体制強化）

実施要綱別紙2第6の2の(4)の県の補助金は、下表に掲げる単価を1組織当たりの額とする。

区分	県の活動組織及び農地・水・環境保全組織の広域化・体制強化に対する国の設立される1組織当たりの交付単価	参考：活動組織及び農地・水・環境保全組織の広域化・体制強化に対する国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の設立される1組織当たりの交付単価
活動組織の広域化・体制強化	10万円	40万円

第5 地域協議会の資金

1 資金の管理

- (1) 地域協議会は、本資金について、他の事業と区分して経理しなければならない。
- (2) 地域協議会は、本資金以外の資金の積立てを行う場合には、別の勘定を設けなければならない。
- (3) 地域協議会は、資金を金融機関への元本が保証されている預金や貯金により管理するものとする。
- (4) 地域協議会は、資金の運用により生じた運用益を資金に繰り入れるものとする。
- (5) 地域協議会は、資金を事業実施期間中に活動組織及び農地・水・環境保全組織に交付するものとし、年度末に残額が生じたときは、当該残額を県に返還するものとする。

第6 補助金の交付方法

1 共同活動支援交付金

- (1) 県は、対象となる農用地の総量及び協定の締結状況等を勘案し、地域協議会に対し、活動組織及び農地・水・環境保全組織の活動計画を遂行するための経費として補助金を交付する。
- (2) 地域協議会は、共同活動を実施する活動組織及び農地・水・環境保全組織からの交付申請に基づき、第4の1の(1)及び(2)の合計額の範囲内で活動組織及び農地・水・環境保全組織に交付金を交付する。
- (3) 活動組織及び農地・水・環境保全組織は、実施要綱、実施要領、地域協議会が定める共同活動支援交付金に係る実施方針並びに共同活動支援交付金に係る業務方法書及び地域活動指針に基づき、適正な使途に交付金を使用しなければならない。

2 向上活動支援交付金

- (1) 県は、対象となる農用地の総量及び協定の締結状況等を勘案し、地域協議会に対し、活動組織及び農地・水・環境保全組織の活動計画を遂行するための経費として補助金を交付する。
- (2) 地域協議会は、向上活動を実施する活動組織及び農地・水・環境保全組織からの交付申請に基づき、第4の2の(1)、(2)、(3)、及び(4)の合計額で活動組織及び農地・水・環境保全組織に交付金を交付する。
- (3) 活動組織及び農地・水・環境保全組織は、実施要綱、実施要領及び地域協議会が定める向上活動支援交付金に係る実施方針並びに向上活動支援交付金に係る業務方法書及び地域活動指針に基づき、適正な使途に交付金を使用しなければならない。

3 地域協議会推進交付金

県は、第2の4により必要な事務経費を地域協議会からの交付申請に基づき、補助金を交付する。

4 活動組織等活動推進支援交付金

- (1) 県は、対象となる農用地の総量及び協定の締結状況等を勘案し、地域協議会に対し、活動組織等の活動計画を遂行するための経費として補助金を交付する。
- (2) 地域協議会は、向上活動を実施する活動組織等からの交付申請に基づき、第2の

5の範囲内で活動組織等に交付金を交付する。

- (3) 活動組織等は、実施要綱、実施要領及び地域協議会が定める向上活動支援交付金に係る実施方針並びに向上活動支援交付金に係る業務方法書及び地域活動指針に基づき、適正な使途に交付金を使用しなければならない。

第7 事業実施状況及び資金管理状況の報告

- 1 地域協議会長は、毎年度、実施要領第1の9の(1)により提出のあった共同活動支援交付金に係る実施状況調書及び実施要領第1の10の(2)により報告のあった実施状況確認調書を取りまとめて三重県農業基盤課関係補助金等交付要領に基づき、知事に提出するものとする。
- 2 活動組織及び農地・水・環境保全組織は、毎年度、三重県型農地・水・環境保全向上対策事業の自立・協創への地域活動の実施状況を県様式1-2により、当該事業を実施した翌年度の4月30日までに、市町長を經由して、地域協議会長へ報告するものとする。

第8 手続

補助金の交付等の手続については、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成24年度分の補助金から適用する。
- 2 この要領の適用に伴い、三重県農地・水・環境保全向上対策事業実施要領（平成23年4月1日付け農商第13-48-4号農水商工部長通知。以下「旧要領」という。）は廃止する。
- 3 旧要領に基づいて平成23年度までに交付された交付金に係る報告、返還及び証拠書類の保管に関しては、なお従前の例によることとする。
- 4 旧要領の改正に伴い廃止した三重県農地・水・環境保全向上対策事業実施要綱（平成19年5月14日付け農商第13-48-11号農水商工部長通知。以下「旧対策要領」という。）又は旧要領に基づき、設置、承認された地域協議会を地域の推進体制に位置付けた県の基本方針について、この要領に基づき地方農政局長等の認定を受けた場合、当該地域協議会については、この要綱に基づく承認を受けたこととする。

県様式1-1 【自立・協創に向けた地域活動項目】

この活動の記録は、作業写真整理帳(参考様式1-20号)に添付し、県様式1-2により実施状況報告をしてください

①地域コミュニティ活動の向上

○地域コミュニティ活動から1つ以上選択してください

(1)次世代に繋がる多様な主体の参加

農地・水・環境保全向上対策の活動(以下、農地水活動)

- 1 次世代主体である子供、若者の農地水活動参加(花植え活動、生きもの調査、生活環境清掃、手植え、手刈り、井堰・ため池の歴史教育と保全活動など)
- 2 農地水活動を学校等との連携による次世代への伝承(上記のような活動を園、学校、子供支援団体等と連携)

(2)協創に向けた農村集落内維持保管理

- 3 施設維持・補修・改修等作業を支援する活動グループの体制確立や他地域への支援活動(施設補修サポート隊など)
- 4 農地水活動と併せて実施する防災活動等を通して地域ぐるみ活動の質的向上を図る(防災訓練を含めた防災視点による農業用施設の点検管理)

(3)協創に向けた農村環境保全

- 5 企業の社会貢献活動(CSR活動)で行っている生態系保全など環境保全活動と連携し、協創に向かう活動(CSR活動で育成された在来種メダカの飼育、環境学習会、遊休農地対策など)
- 6 活動組織間で連携し、広域的に生態系保全活動に取り組む活動(例「農地水生態系保全Week」)

(4)協創に向けた農村景観形成

- 7 より多くの多様な主体の参加、質的向上を加えた景観形成活動(休耕田等を活用した景観作物の栽培に加え、集落全域での「花いっぱい運動」、地域ぐるみで農地畦畔や施設沿いに景観作物を植栽・管理し、施設への愛着を高め、継承していく活動など)
- 8 地域内を流れ農業用水路に繋がる河川の除草清掃や、農用地に隣接する山林の影払いなど、古き良き農村風景の復活
- 9 活動組織間で連携し、広域的に景観形成活動に取り組む活動(例「農地水景観形成Week」)

(5)地域における独自の地域コミュニティ活動の向上

活動内容を記入

10

②社会的経済活動の促進

○社会的経済活動から1つ以上選択してください

(1)農産物の地域内流通の促進

- 11 農地水活動の地域内で生産された産物の販売(組織内農家から地域内非農家への販売調整、回覧版販売、産直市の開催・無人販売所での販売・道の駅・近隣農業公園施設などと連携(共同)による販売など地域内流通の促進)
- 12 景観作物を活用したコスモス祭などによる集客活動と併せた農産物の直売
- 13 農地水活動の活動報酬を地域通貨券の発行等による地域経済の活性化取組(地域産物と地域通貨券の流通)

(2)高付加価値化への取組(生物多様性保全、景観形成、減農薬、減化学肥料)

- 14 農地水活動により保全されている豊かな自然や美しい景観を活用した高付加価値化への取組(産物へのネーミング、生きもの指標付き、活動紹介ラベリング等、例えば生きものにやさしい減農薬生産〇〇米、自然豊かな〇〇米、生きもの指標表示★★☆、農地水活動写真ラベル付きなど)
- 15 田んぼアート、地域次世代育成活動(学校連携、子供会活動での伝統農法での収穫米)等から生産された産物の販売・学校給食等への流通
- 16 景観形成活動として栽培した菜の花、ひまわりなどから生産される食物油などの生産

(3)6次産業化、農商工観光連携

- 17 農地水活動と連携した産物の生産・加工・販売の6次産業化(遊休農地発生防止活動として整備・管理してきた農地からの産物、上記(2)高付加価値産物の6次産業化など)
- 18 農地水活動と連携した産物のインターネット販売(上記(2)の付加価値酒米を酒造と連携したり、組織連携した産物などの販売)
- 19 地元観光業や旅行企画社等と連携した農地水活動啓発・PR(〇〇地域のコスモス畑めぐり、田んぼアート実体験ツアー、農村自然空間体験など)

(4)地域における独自の社会的経済活動の促進

活動内容を記入

20

【注】この様式に示している活動は、自立・協創に向けた活動であり、農地水活動の交付金対象と異なる場合があります。交付金は、国が定める活動指針及び活動要件のみの支出として下さい(共同活動の手引きに記載されている活動項目 農地・水保管理支払交付金実施要領 別記1-2、2-1、2-2、2-3に記載された活動のみに支出できます)】

県様式 1 - 2

番 号
年 月 日

(市・町長 経由)

三重県農地・水・環境保全向上対策協議会長 様

〇〇活動組織もしくは
〇〇農地・水・環境保全組織
代表

平成〇〇年度 三重県農地・水・環境保全向上対策事業自立・協創に向けた地域活動に係る実施状況報告書

平成〇〇年度の実施状況について、三重県農地・水・環境保全向上対策事業実施要領（平成25年4月1日付け農林水第13-48号の5農林水産部長通知）の第7の2に基づき、下記の通り報告する。

記

1. 自立・協創に向けた地域活動の実施状況（平成〇〇年3月31日現在）

① 地域コミュニティ活動の向上

県様式1-1に挙げた活動項目番号

目標計画	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
実施状況	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

② 社会的経済活動の促進

県様式1-1に挙げた活動項目番号

目標計画	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
実施状況	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

対象活動とした目標計画欄番号に○、実施状況欄番号に活動実施した場合○、取組途中の場合△、取り組めなかった場合×を記入してください。